

どうなる三位一体の改革？

国と地方の税財政関係の改革である「三位一体の改革」については、平成16年度までの内容を6ページで説明しましたが、去る平成16年11月26日に平成18年度までの三位一体の改革の全体像が政府・与党において合意されました。また、昨年末には平成17年度政府予算案が閣議決定され、平成17年度における地方財政の概要が示されました。

三位一体の改革について（全体像の概要）

【国庫補助負担金の改革】

○平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止、縮減等の改革を行う。

※全体像による明示総額 2兆8,380億円程度（平成16年度分1兆300億円を含まず）

《文教》

義務教育費国庫負担金については、中央教育審議会の結論が出るまでは減額相当分を税源移譲予定特例交付金により暫定措置。

《社会保障》

国民健康保険について都道府県負担を導入。

《公共等その他》

補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど地方の自主性、裁量性を格段に向上させる。

○地方に移譲された事務事業が確実に執行されることを担保する仕組みを検討。

【税源移譲】

○平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模の税源移譲をめざす。

※全体像による明示総額 2兆4,160億円程度
(平成16年度分6,560億円を含む)

○税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。

○生活保護、児童扶養手当、公立文教施設等の建設国債対象経費等については、平成17年度中に検討を行い、結論を得る。

【地方交付税の改革】

○安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。

○国、地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。

○税源移譲に伴う增收分を当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。

○地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、中期地方財政ビジョンを策定する。

○不交付団体（人口）割合の拡大に向けた改革を検討する。

平成17年度における三位一体の改革の姿

※平成16年末財務省資料より

【平成17年度の地方財政の姿】

地方財政計画の規模 83兆7,700億円程度（対前年比△1.1%）

※ 地方財政計画とは、地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額に関する計画で、毎年度、国において作成されます。地方交付税の総額は、この地方財政計画において決定されます。

【税源移譲等】

平成17年度総額 1兆1,160億円

○所得譲与税 6,910億円

○税源移譲予定特例交付金 4,250億円

※平成16年度分及び平成17年度分を合わせた
税源移譲等の額 1兆7,451億円

【国庫補助負担金の改革】

平成17年度総額 1兆7,681億円

○税源移譲に結びつく改革 1兆1,239億円

（税源移譲等の額は1兆1,160億円）

○地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革
(交付金化) 3,430億円

○国、地方を通じた行政のスリム化 3,011億円

【地方交付税の改革】

平成17年度地方交付税総額 16兆9,000億円程度

| | 平成17年度 (予算・地方財政対策) | 平成16年度 (地方財政計画) |
|---------|-----------------------|--------------------|
| 地方税 | 33兆3,200億円程度 | 32兆3,231億円 |
| 地方交付税 | 16兆9,000億円程度 | 16兆8,861億円 |
| 臨時財政対策債 | 3兆2,200億円程度 | 4兆1,905億円 |
| 計 | 53兆2,400億円程度 | 53兆3,997億円 |

おわりに

大淀町を含む全国の地方公共団体は、三位一体の改革の動向を注意深く見守っています。平成17年度政府予算では、動向によっては財政運営に大きな影響を及ぼす地方交付税の総額がほぼ前年度並みとされたことを受け、ひとまず胸をなでおろしたところです。しかし、前年度（平成16年度）の地方交付税総額自体が大幅に削減されているものであること、臨時財政対策債がさらに大幅に削減されていること、災害等の特殊要因に大きく左右される特別地方交付税が大淀町では来年度大幅に削減されうこと等、不安要因が多分にあります。よって、リフォームプランに沿った改革を強力に進めるとともに、財源確保の対策を早急に講じる必要があると考えています。